

2017年12月15日

広島大学長
越智光夫様

広島大学教職員組合
執行委員長 坂元国望

附属学校園教員の所定労働時間外に行う業務への対応（案）に対しての意見書

貴職の日頃の奮闘と当組合活動へのご理解・ご協力に敬意を表します。

さて、H29.8.30付け服務G「福山労働基準監督署からの是正勧告及び指導について」並びにそれに関わるH29.11.15付け団体交渉での「所定労働時間外に行う業務への対応（案）」について以下意見を述べます。その上で、これらを反映した制度構築を要望しますので、案を修正し12月中に提示してください。また、当該（案）について各学校園の構成員への説明は、構成員からの質問に責任をもって対応できる方を要望します。働き方を変えるという大きな変更に関して、各学校園の主査にのみ大きな責任を負わせるのは不適切です。

【総論】

団体交渉で言及された大学の考えられている業務の切り分け（本来の業務とその他研究等）についても、現段階ではその段階にはありません。多くの教員は授業が終わりホームルーム、清掃指導を行うと17:00近くであり、それだけで就業時間が終わってしまいます。授業準備や共通業務等も数多くあり、即、帰宅できる状態にありません。また、児童会活動、生徒会活動、部活動等のため児童・生徒がまだ学校内に残っている状態です。今後徐々に整理を行い、在校時間を短縮する方向に持っていくにしても、準備や試行が必要です。安全衛生委員会の報告にあるように100時間越えの残業を42時間に収めるのですら、急には困難です。

今回、規則のために規則を整えるという感ですが、新方式に対しては以下のとおり意見を述べます。

- 1) 36協定内の月42時間分の時間外労働については、月10時間以上の業務も許可は不要である。現在の業務量では月10時間で足りないことは明らかであるため副校長の負担を増やすようなことはするべきではない。
- 2) 月10時間を超えた分も附属学校園ではなく大学が負担をするのが当然である。
- 3) 上記2)については、払わないならば労働基準法違反である。

【各支部】

各支部の具体の意見を以下に述べます。

- 1) 42時間を守るために、仕事が達成できない場合、それは誰の責任なんだろう？と思います。
たとえば、テスト作りと採点は時間がかかるのですが、42時間を守るためにテストが作れなかった場合、誰の責任なのでしょう？その先生の責任になるのであれば、困ります。
- 2) 時間外労働を減らすために、教員の仕事を絞っていくことになると思います。授業と研究を中心にするという案が示されています。この場合、教科や教員にもよりますが、授業と研究だけしたとしても、10時間をこえると思います。
- 3) 教員の仕事を絞った場合、生徒や保護者に説明する必要があるのではと思います。
たとえば、担任と学級生徒の面談などは、難しくなるでしょう。生徒にしてみれば、「？」ということになると思います。
- 4) 「月10時間の範囲内で、副校長が業務の必要性を判断し、時間外労働を許可するということ。さらに、10時間を超過する場合、時間外労働手当の財源は各附属学校が負担する。」という規定を受け入れると、現状の部活動は明らかにできなくなると思います。また、学年保護者会や三者懇談、生徒との面談、文化祭・体育祭などの準備活動の監督など、大きな支障が出ることになります。10時間を超えるのは仕方ない、と思いますが、しかし10時間を超えた分は今までとは異なり、手当を支給することになるようで、その財源は各附属学校が負担とありますから、今まで手当が付かなかった時間外労働に手当が付く！と思いきや、それを皆さんがもらってしまうと学校運営に支障が出てしまうということになります。つまり、「学校の運営費に手をつけてまで時間外労働するの？」と問われ続けることになり、「学校の運営費をもらうわけにはいかないが、仕事はしないといけない」という思いにかられて結果としてサービス残業が常態化してしまうというストーリーが考えられるということです。また、時間外労働を副校長が許可せず、サービス残業だと思って業務に携わった場合、何か不測の事態が発生した時に誰がどのような責任を負うのか、という問題も発生します。いずれにせよ、これが制度化されると、今までと同じような業務は不可能になるでしょう。かといって、容易に業務の実態を変更することはできないと思います。実に厳しい状況が予想されます。
- 5) 部活動があるから、勤務シフトを毎日9時間にしておくというのも手ですが、そうすると勤務0の日を多く設定しなければならず、とはいえ現実にはそんなに休めるわけでもなく、結果としてサービス出勤にということが深刻化する恐れがあります。
- 6) 事前許可制になるというのもネックになるだろうと思います。毎月、どのような勤務が発生するかを予測して事前に許可をもらいに副校長室へということになる可能性があります。これだと今までより業務が増えることになります。

- 7) 運用するとしても、実際にやってみないと分からないことが多すぎる。なのに、10時間を超えたら附属の負担ということになると、萎縮したままで業務を続けることになったり、サービス残業になったりして、結局のところ働き方改革にはならないのではないか。
- 8) 労働時間調査は負担が大きい
- 9) 1年前への遡りは曖昧でそれを根拠にして制度設計されるのは不安がある。
- 10) 事前申請をする場合は個人研究等は勤務ではない形で残ることを許可してほしい。校舎からの締め出しは困る。枠にはまらない形のものも、職務の性質上ある。例示してあったもの以外。生徒の課題研究、実験の付き添い等。事後申請も可能にしてほしい。また管理職が板挟みにならないよう注意してほしい。以上の大前提として、賃金保障を手厚くして、18:00 過ぎも残れるとよい。

以上